

項番	質問内容	回答
【仕様書について】		
1	BPRの対象とするのは1所属あたり1業務と想定してよいか。	対象所属によっては、1以上の業務となる可能性があります。
2	「BPRを導入する所属数は3～4 所属を想定している。」とあるが、所属は、保健福祉総務課などの課を想定したらよいか。	基本的には課を想定としています。一方で、室単位でBPRを導入することが効果的と見込まれる場合は、室を単位とすることも考えられます。
3	福祉部門3～4 所属に対して、BPR を実施することとなりますが、各所属、何業務程度BPR を行うことを想定しているか。	現時点で未定です。対象所属へのヒアリング等を実施したうえで、BPRの範囲を決定します。
4	対象は、健康福祉部（保健福祉総務課、監査指導課）、障害保健福祉推進室（推進室、地域リハビリテーションセンター、こころの健康増進センター）、生活福祉部（生活福祉課、保険年金課）、健康長寿のまち・京都推進室（健康長寿企画課、介護ケア推進課）、医療衛生推進室（医療衛生企画課、医療衛生センター、衛生環境研究所、京都動物愛護センター）の所属か？	お見込みのとおりです。 また、左記以外の所属（子ども若者はぐくみ局や区役所内の保健福祉センター等）を対象とする場合もあります。
5	試験導入は、導出した解決策のうち、実証可能なものについてのみ実施するという理解でよいか。（すべての解決策を実証することが義務だとすると、予め解決策を限定する必要があり解決策のバリエーションが狭められるほか、特定のソリューション導入に不適切に誘導される懸念もある）	お見込みのとおりです。
6	実装支援を行う業務は、コンサルティングを実施しBPR を実施した業務のうち何業務支援することを想定されているか。	基本的には、予算とスケジュールの範囲内で、提示された具体的な改善策について実装支援を行っていただく予定です。
7	定期的な相談会及び働き方改革に向けたマインドセットのための取組の実施「業務改善に関する相談」に関して想定している所属は、福祉部門の庶務担当課の選定していない所属の想定であるか。また、相談会の実施にあたり、対面・オンラインなど実施方法や実施回数や期間に指定はあるか。	定期的な相談会を利用する所属は、本市全所属を想定としております。 定期的な相談会となるのであれば、実施手法や回数に定めはありません。より効果的な実施手法等をご検討の上ご提案ください。
8	「意識改革やマインドセットに資する取組」を行う対象は、何名を想定されますでしょうか？ また対面・オンラインなど実施方法に指定はあるか。	「意識改革やマインドセットに資する取組」について、対象者やその人数、実施手法に定めはありません。 より効果的な取組となるように内容をご検討の上、ご提案ください。
【提出書類等について】		
1	受託者の決定において、プレゼンテーションはどのような手段（オンラインまたは現地でのリアル実施等）で、いつ実施される想定か。	受託者決定に当たっての審査は、ご提出いただいた企画書等とともに書面審査を行います。企画提案の内容について、改めて確認をさせていただきたい場合は、必要に応じてプレゼンテーションを行っていただくものとします。プレゼンテーションを行っていただく場合は6月21日（水）までに実施するものとして、担当者から別途ご連絡します。（実施手法はオンラインを想定）
2	企画提案書は、下記全てを合計して、おおむね10ページ以内の理解でよいか。 ●表紙 ●目次 ●実施体制表 ●実績表 ●BPRの導入の提案内容	お見込みのとおりです。
3	実装支援に向けて、示されているICT ツールの開発費用を見込む必要はあるか。	お見込みのとおりです。 ただし、RPAについては、西日本電信電話株式会社との契約において、その業務内容にシナリオ作成業務（約500万円）が含まれています。この範囲内であれば、本業務の開発費用に含める必要はありません。
4	庁内募集又は業務時間数が多く繁忙となっている所属など、選定に係る資料提供はいただけるか。	受託候補者決定後、庶務担当課との打ち合わせ時に、対象所属選定に必要な資料を提供します。
【その他】		
1	【プロポーザル説明書 5 応募手続等 (3)その他 ウ 制約事項⑥】について、必要に応じてヒアリングを実施するとあるが、ヒアリング実施時期の想定はいつごろか。	現時点でヒアリング実施時期は未定としております。ヒアリングを実施する場合は、6月21日（水）までに実施するものとして、別途担当者からご連絡させていただきます。
2	示されているICT ツール以外のツールを活用した実装支援を行う場合、ライセンス費用を見込む必要はあるか。	ICTツールを用いて実装支援を行う場合は、本市で導入しているICTツールを活用していただくことを基本とします。 そのうえで、それ以外のICTツールの活用を妨げるものではありませんが、その場合のライセンス費用等の取扱いは見込みのとおりです。 また、新たなICTツールの導入に当たっては、情報システム部門との調整・協議が必要となるほか、結果的に利用が認められない場合もある点をご承知おきください。
3	実装支援の際、貴市導入済みのICT ツールの操作については、貴市で対応いただけるか。	開発及び実装支援については受託事業者様にて実施いただきます。また、開発いただいた改善策のICTツールなどの動作確認については本市職員と受託事業者様にて実施します。